

○もんま委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会させていただきます。

本日は全員の出席でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、令和5年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号及び報告第1号の以上2件につきまして、理事者から説明を願いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億7千46万6千円を追加しようとするものでございます。本委員会の所管に係りましては、2ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、21款繰入金で2千789万2千円を減額しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○和田総務部長 提出議案につきまして、御説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告につきましては、いずれも庁用自動車による交通事故に関わるものでございます。

整理番号1は、本年2月18日、市内8条通6丁目におきまして、庁用の小型貨物車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を8万960円と定め、3月24日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は80%でございます。

次に、整理番号2は、本年2月27日、市内4条西3丁目におきまして、庁用の軽乗用車が相手方の車両に接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を26万8千945円と定め、3月24日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%でございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめさせていただきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。それでは次に、報告事項についてを議題といたします。

まず、第8次旭川市総合計画基本計画見直しについて及び旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更についての以上2件について、理事者から報告を願いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 初めに、第8次旭川市総合計画基本計画見直しについて、御報告申し上げます。資料の第8次旭川市総合計画基本計画見直しについてを御覧ください。

1、見直しの目的に記載のとおり、第8次旭川市総合計画の期間は、平成28年度から令和9年度までの12年間ですが、基本計画につきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、原則4年ごとに見直すこととしております。令和5年度が第2期の見直し時期となることから、令和4

年度から見直しに向けた取組を進めてきており、市長公約や各部局からの意見等を反映させ、第8次旭川市総合計画進捗状況報告書と第8次旭川市総合計画基本計画見直しの考え方の素案を作成し、本日資料として配付させていただいております。資料の進捗状況報告書は、成果指標の達成状況、計画策定後の成果や課題、見直しの要素の把握等を目的としたものでございます。資料の見直しの考え方でございますが、こちらは基本計画の改定に向けた検討要素をまとめたものでございまして、前回、令和元年度に基本計画の見直しを行った後の社会経済情勢の変化や国等の動向、本市を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、整理しております。

主な検討要素といたしましては、2ページ以降に記載しておりますように、アの新型コロナウイルス感染拡大の影響からの回復、イのいじめ防止対策、カのデザイン創造都市、キの除排雪、クのゼロカーボンなどを現時点の要素として記載しております。また、(3)の都市づくりの基本方策では、買物公園の在り方検討や、花咲スポーツ公園の検討などを踏まえ、一部改定を検討していく考えを記載しており、最後のその他になりますが、行財政改革推進プログラムの改訂を踏まえ、改定を検討していく考えを記載しております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、また資料の第8次旭川市総合計画基本計画の見直しに戻っていただき、3に記載のありますとおり、進捗状況報告書と見直しの考え方の素案を基に総合計画審議会から意見をいただく予定であり、それらの意見を踏まえ、6月上旬頃に最終的に決定する予定でございます。そして、7月には、これらを基に基本計画の改定案を作成の上、意見提出手続や市民説明会を実施し、総合計画審議会への諮問、答申を経た上で、12月に基本計画の改定版を完成させる予定でございます。

基本計画の見直しについての御報告は以上でございます。

続きまして、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更について、御報告申し上げます。

令和4年第4回定例会におきまして、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について議決をいただき、議決の内容のとおり、周辺8町と本年1月1日に連携協約を締結したところでございます。この協約の締結に伴いまして、このたび、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンを変更しており、その主な変更内容につきまして、御説明いたします。

資料の旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの27ページ、28ページを御覧ください。この一覧の中で説明させていただきます。

令和5年度から新たに連携する取組は4件でございます。こちらについて御説明いたします。1件目は、27ページの28の新規就農者等の育成でございます。本取組は、旭川市農業センターにおいて、本市のほか、圏域各町の新規就農者等も対象とした農業研修を行うものでございます。2件目は、28ページの35のヒグマ対策の推進でございます。本取組は、圏域においてもヒグマによる被害が生じている中で、圏域全体で協議し、効果的な対策の推進を図るものでございます。3件目は、36のゼロカーボンの推進でございます。本取組は、圏域におけるゼロカーボンを推進するため、圏域全体で普及啓発に資する取組を行うものでございます。4件目は、45の旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進であります。本取組は、旭川大雪圏東京事務所を拠点とし、圏域の魅力を発信するシティプロモーションを実施するほか、国等の関係機関に対し、必要な情報収集や要望活動を行うものでございます。

次に、既存の取組の変更について御説明いたします。27ページの23、大雪山カムイミントラ

ジオパーク構想の推進について、これまで6町と連携しておりましたが、当麻町が加わったため、連携自治体数の変更を行うものでございます。

この46件の具体的な取組内容につきましては、ビジョンの29ページ以降に記載しており、各取組ごとに成果指標の現状値や令和5年度の事業費、令和4年、5年度の主な取組について、加除修正の変更を行っております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に進めさせていただきます。旭川市中心市街地活性化基本計画(改定版)の策定について、理事者から報告を願いたいと思います。

○三宅地域振興部長 旭川市中心市街地活性化基本計画(改定版)の策定につきまして、御報告申し上げます。

本計画の期間は、平成29年度から令和9年度までのおおむね10年間としており、令和4年度が中間年度でありましたことから、見直しに向けた取組を進めてまいりました。本計画の見直しに当たりましては、総合指標及び個別指標に関するフォローアップを行うとともに、市民2千人を対象としたアンケート調査、また、市ホームページやSNS等を活用したアンケート調査などを実施したところであり、これらで得られた市民の皆様の意見や、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中心市街地の現状等を踏まえ、まず、改定版の素案を策定いたしました。

次に、この素案につきまして、パブリックコメントを実施し、その結果につきましては、本年2月15日の本常任委員会において御報告させていただいたところでございますが、その後、2月24日から3月15日までの間において、旭川市中心市街地活性化協議会の各委員からの御意見をいただいた後、3月31日に本計画を策定しましたことから、本日、資料として配付させていただいた次第でございます。なお、協議会の委員の皆様からは、公道におけるコインパーキングの導入や都市再生など、専門家の意見の活用が望ましいなどの御意見をいただいたところであり、今後の事業推進における参考にさせていただきたいと考えております。

今後は、本計画に基づき、中心市街地活性化協議会による事業の充実や、中心市街地の魅力を高めるための既存の都市基盤等の有効活用のほか、必要に応じて、更新や新たな設備、施設などの環境整備によるまちなかの魅力と活性化を図ってまいりたいと考えております。

なお、本日お配りいたしました計画につきましては、本委員会終了後、全議員の皆様にお配りさせていただく予定としております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 ないようですので、次に進めさせていただきます。

旭川市公共駐車場経営戦略の策定について、理事者から報告願います。

○和田総務部長 旭川市公共駐車場経営戦略の策定につきまして、御報告を申し上げます。

今回策定いたしました経営戦略は、国から特別会計の公共駐車場について策定するよう求められているものであり、各公営企業等が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画とされるものでございます。本市における経営戦略の策定に当たりましては、国から、経営戦略策定、改定に係るガイドラインやマニュアルが示されているほか、総務省と地方公共団体金融機構が経営戦略の策定支援を行う経営・財務マネジメント強化事業によりまして、本市は、その事業によるアドバイザー派遣講師の助言を受けながら、令和3年度以降、策定作業を進めてきたところでございます。

それでは、お手元の旭川市公共駐車場経営戦略の1ページを御覧ください。策定月は令和5年3月でございまして、計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間となっております。次に、構成でございますが、本市が設置しております7条駐車場は2ページから、駅前広場駐車場は11ページから、それぞれで経営戦略を作成し、特別会計の単位である公共駐車場事業として1冊にまとめてございます。経営戦略の概要につきましては、各駐車場ごとに、国の通知やマニュアル等に従い経営戦略に求められている事項を整理、記載しておりますが、具体的には、1、事業概要、2、将来の事業環境、3、経営の基本方針、4、投資・財政計画、いわゆる収支計画、5、公営企業として実施する必要性、6、経営戦略の事後検証、改定等に関する事項で整理しております。いずれの駐車場も、公共駐車場が果たす役割を踏まえ、引き続き、設置、運営が必要であるとの考えから、現在の公共駐車場事業を継続する計画としておりますので、計画期間中の事業中止や廃止、事業再編等はなく、駐車料金についても現行どおりの設定としてございます。

なお、策定いたしましたこの経営戦略につきましては、後日、本市ホームページに掲載し、公表する予定であります。

最後になりますが、今後につきましては、策定した経営戦略と現状を随時検証していくとともに、駐車場の料金改定や運営方針の変更等があった場合には、必要に応じて適宜見直しを図ってまいります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 次に、総合庁舎建替新築工事の進捗状況について、理事者から報告願いたいと思います。

○田村総務部庁舎建設担当部長 総合庁舎建替新築工事の進捗状況について、御報告いたします。資料を御覧ください。

昨年度の工事の様子をまとめております。令和3年度から始めました外壁の取付けなどの外部仕上げ工事につきましては、9月に完了しました。また、外壁の取付けが終わったフロアでは、各種設備工事や内装・建具工事などを進め、3、4階の内装がおおむね完了している状態になっております。7月の現場見学の際には施工中だった議場も、写真にありますように、上部の木質のはりなどが仕上がっております。また、8月には、タワークレーンがその役割を終え、解体されたところでもあります。また、新型コロナウイルス感染症も落ち着いてきたことから、9月には、市民を対象としました見学会を初めて開催することができました。

資料の裏面を御覧ください。今年度の予定についてお示ししております。新庁舎の本体工事は、

昨年度に引き続き、内装工事やエレベーター等の取付けなどを進めていき、6月には全ての工事が終了する予定であります。その後は、工事完成時のVOC測定や各種完了の検査などを行い、8月末に完成、引渡しとなる予定です。建物周囲のロードヒーティングですとか、通路の整備を行う外構工事は、5月から11月にかけて行ってまいります。

資料下段の移転関連業務予定を御覧ください。本体工事の引渡しを受けた後、9月上旬に竣工式と完成見学会を開催する予定であります。その後、新規に購入する什器類の設置や、ネットワークシステム等の整備、什器搬入後のVOC測定などを9月、10月の2か月間で行います。執務室の移転作業は、新庁舎の1階から3階に入居する課の移転から始めてまいります。11月2日の夜間から作業を開始いたしまして、3日、4日、5日の3連休で移転を行います。連休明けの11月6日の月曜日には、業務開始前に開庁式を行い、低層階部分の供用を開始いたします。その後は、毎週土日を使いまして段階的に移転を行い、12月10日には全ての移転を終える予定であります。

いよいよ供用開始まで7か月を切りますが、遅れることのないよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、報告事項に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

それでは、次に進めさせていただきます。自衛隊への個人情報提供についてを議題といたします。この件につきまして、石川委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言を願いたいと思います。

○石川委員 自衛隊への個人情報提供につきまして、この課題については、第1回定例会でも質疑させていただきました。

旭川市では、今津市政になった昨年度から、その年度中に18歳及び22歳になられる若者の4情報ですね、氏名、住所、生年月日、性別、この4情報を住民基本台帳から抽出して、紙媒体で自衛隊に提出しています。

そこで、今年度中に18歳及び22歳になる対象者は、それぞれ何人いらっしゃるでしょうか。

○金総務部次長 自衛官募集事務に係る募集対象者につきましては、令和5年度中に18歳となる人が2千633人、22歳になる人が2千680人で、合計5千313人となっております。

○石川委員 5千313人ということですね。

今年度から、自衛隊への個人情報の提供を望まない人については名簿から除外する、除外申請制度を設けましたが、この除外申請の期間というのは、いつからいつまででしょうか。

○金総務部次長 除外申請の申請期間につきましては、本年3月15日から4月14日までの1か月間としております。

○石川委員 3月15日から4月14日までの1か月間ということで、大変短いというふうに感じているのですが、今日、4月7日現在、除外申請をしたのは何人になりますか。

○金総務部次長 除外申請をされた方は、4月7日の現時点では4人となっております。

○石川委員 4人というのは大変少ないと感じるのですが、前回質問したときに、札幌は2人とい

うことだったので、札幌の倍といったら多いのかとは思いますが、でも4人という数字は、実際、すごく少ないですね。

これ、周知の方法に問題がないのかなというふうを感じるわけなんですけど、どのような方法で周知しているのでしょうか。

○金総務部次長 今年度の除外申請制度につきましては、市民広報「あさひばし」3月号をはじめ、市ホームページやSNSを活用しながら周知を行っており、SNSの閲覧数につきましては、ツイッターが約7千500件、公式LINEが約500件、フェイスブックが約2千件となっております。

○石川委員 これ、前回も指摘したんですけれども、18歳や22歳の個人情報が自衛隊に知られているということを知らない市民が圧倒的多数だと思うんですね。5千313人と、対象者は分かっているわけなんですから、自衛隊への個人情報提供の説明書と除外申請用紙を対象者全員に郵送すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○金総務部次長 市内全世帯に配布されております市民広報をはじめ、市ホームページやSNSといった広報媒体につきましては、対象者本人のみならず、その御家族にもお知らせすることができ、家族の方から対象者本人へお伝えいただくことも期待できること、また、SNSにつきましては、申請期間中に1回のみ投稿ではなく、複数回記事を投稿することで、広く周知ができるものと考えておりますので、対象者全員への郵送による周知は予定していないところでございます。

○石川委員 家族から本人に伝わるということなんですけれども、家族の方にしても、広報誌やSNSをどれだけ目にするかというのは疑問だと思うんですね。広報誌やSNSだけでは、やはり周知として不十分だというふうに考えます。そこで、この旭川市内に所在する全ての高校ですとか、高専、大学等への協力要請ですとか、除外申請期間を延長するなど、もっと十分に周知徹底を図るべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○金総務部次長 自衛隊への情報提供に関しましては、自衛隊からの依頼に基づき、提供対象者を4月の下旬には確定させなければならないため、御指摘のありました、学校等への周知や申請期間の延長は難しいところであります。

除外申請制度につきましては、今年度が実施初年度となりますことから、今後につきましても、市民からの御意見や他都市の動向なども参考にしながら、申請期間の延長など、効果的で適切な手法を検討してまいります。

○石川委員 自衛隊に紙媒体、ペーパーで渡したこの個人情報は、自衛隊の利用後はどうなるのでしょうか。

○金総務部次長 募集対象者情報の取扱いにつきましては、自衛隊と本市において、当該情報を募集事務以外に使用しないことや、厳重な管理を行うことなど、情報管理の方法を定めた協定を取り交わしており、業務が完了したときは、対象者情報を市に返却することとしております。

○石川委員 その本体は返却されるにしても、コピーを取られてしまったら分からないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○金総務部次長 令和4年度に提供した情報につきましては、年度完了後、速やかに返却されており、本市において破棄、廃棄処分をしております。また、複写や複製に関しましても、協定において、市の許可なく行うことを禁止しておりますことから、これを遵守していただいているものと認

識しております。

○石川委員 市の許可なく複写や複製はできないということなんですけれども、PDFに落とすなどしてデータで残されるという、そういった可能性もあるのではないのでしょうか。

○金総務部次長 電磁的記録につきましても、紙の場合と同様に、事前に市の許可なく複製することはできないとしており、また、業務完了後には、その記録を削除し、市に対して書面でその旨を報告することとしております。なお、令和4年度につきましては、自衛隊からの許可申請はないことから、複写、複製は行っていないものと認識しております。

○石川委員 私も、募集対象者情報の取扱いに関する協定、これを読ませていただいたんですけれども、乙ですね、自衛隊旭川地方協力本部、この乙は、募集対象者情報を、甲、旭川市ですね、旭川市の許可なく複写または複製してはならないというふうに記されております。ということは、市の許可があれば、複写や複製をしてもいいということになりますか。

○金総務部次長 複写、複製に関して、申請があった場合は許可できることとなっております。

○石川委員 許可があれば、複写、複製してもいいという答弁だったんですけれども、先ほど、自衛隊からの許可申請はないという答弁でしたね。ですから、複写、複製は行われていない、そういった答弁でした。令和4年度に提供した情報は既に返却されたということなんですけど、その提供したペーパー、何枚になるか分かりませんが、1枚が20人ぐらい記載されているとすると、5千300人だから、265～6枚になるかな。結構な数のペーパーですよ。それで、自衛隊員が1人でこの5千人を超える対象者全てを訪問したということちょっと考えられないので、複数の自衛隊員で訪問していると思うんですよ。コピーもしなければ、データにも残していないのであれば、この旭川市が渡したペーパーですが、これは、返却されたときに、いろいろ書き込まれたり、ぼろぼろになっていたんじゃないかと思うんですけれども、返却されたときはそのような状態になっていたのでしょうか。

○金総務部次長 実際に返却されたときには、書き込み等はございませんでしたけれども、使用しているような状況がございましたので、そちらを活用されているのではないかとというふうに考えております。

○石川委員 使用されている状態にはあったということなんですけど、再度、聞きますけれども、自衛隊から複写、複製をしたいという許可申請はあったのですか。

○金総務部次長 令和4年度につきましては、申請はございませんでした。

○石川委員 申請がないということは、きっと、自衛隊員が旭川市から受け取ったそのペーパーを書き写したんじゃないかと思うんですよ。そのペーパー、そのものだけで5千人回るというのは、かなり難しいと思うんで、旭川市から受け取ったペーパーをコピーもすることなく、データに落とすこともなく、自衛隊員が書き写したんじゃないかと私は考えるわけですよ。となれば、紙媒体で、ペーパーで渡す必要がなくて、今までどおり閲覧にしてもよかったのではないのでしょうか。

○金総務部次長 閲覧で対応されていたときには、市民課の窓口のところで、何日もかけて書き写すような、そういった作業が必要になっていたようなんですけれども、今回、情報を提供したことによって、その情報を自衛隊のほうに持ち帰って、同様の作業ができることになったのかなというふうに思います。

○石川委員 今までは、自衛隊員が市民課に出向いて書き写していたと。今度は、その情報を自衛

隊の中で書き写していたって。でも、書き写す作業、その手間の時間は変わらないと思うんです、場所が変わったというだけでね。それは結局、自衛隊の負担は変わっていないということですよね。

○金総務部次長 実際に出向いていないというところで、少し負担が減ったのかなというふうには考えております。

○石川委員 出向かない分、負担が減ったって言うんなら、そういうことにしておきましょう。

それで、そもそも自分の情報を自衛隊に渡したくないという除外申請ではなく、渡してもいいよという同意申請にすべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○金総務部次長 自衛隊への情報提供につきましては、自衛隊法及び地方自治法に基づきまして、市町村は自衛官募集事務の一部を行うと定められており、自衛隊法施行令に基づく自衛隊からの資料提供依頼についても、当該資料に、住民基本台帳の一部を用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題が生ずるものではないとの通知が総務省及び防衛省から発出されております。こうしたことから、自衛隊への情報提供は法令上認められると整理し、提供しておりますので、本市としては、同意を取る予定はしておりませんが、対象者情報の提供を望まない方への配慮として、令和5年度より除外申請制度を導入したところでございます。

○石川委員 総務省や防衛省から通知が発出されているということなんですけど、これは、してもいいよということで、必ずしなきゃいけないという通知とは違うんですよね。そもそも、本人の同意のない情報提供というのは行うべきではないと思うのですが、いかがでしょう。

○和田総務部長 本市といたしましては、先ほども一部御答弁申し上げましたとおり、法令に基づき、市町村は自衛官募集の事務の一部を行うと定まっておりますことから、当該事務を執行していく必要があるものと認識してございます。自衛隊への情報提供につきましても、法令等に基づき提供しており、また、提供した情報につきましては、自衛隊と本市との間で協定を締結いたしまして、情報管理には万全を期して対応しているところでございます。

今後につきましても、協定に基づいた情報の取扱いを徹底した上で、確実な情報管理を行ってまいりますし、対象者情報の提供を望まない方への配慮といたしまして、令和5年度より導入いたしました除外申請に係る周知につきまして、申請期間の延長、例えば、現在、1か月でございますが、もう少し延ばすことができないかということなどを含めまして、効果的な手法について今後検討してまいります。

○石川委員 先日、議員アルバムが配付されましたよね。最後の議員の名簿のところを見ますと、住所は載っていないんですよね。たしか4年前は載っていたと思うんですよ。この個人情報保護の時代に、公人である議員さえ住所を載せていないのに、18歳と22歳の一般市民ですよね、一般市民の情報が自衛隊に提供されるということは、あってはならないということを指摘しまして、質疑を終えます。

○もんま委員長 他の委員の皆様、何か御発言等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○石川委員 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時38分